

# 戦争・死刑と国家。そして国家と人民（156）

（Eメールニュース「みやぎの九条」2020年12月1日号）

小田中 聡樹 （東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（今号は2017年12月に生じた諸問題の2回目。自民党の改憲素案と原発問題について論述します。ご愛読ください。）

## 第三章 自民党改憲「論点整理」

### 第1節 「論点整理」の概要

（1）①2017年12月20日、自民党憲法改正推進本部は、憲法改正発議に向けて「論点整理」をまとめた（12月21日朝日新聞・赤旗）。以下、その概要をみることにするが、その際の参考にするのは、小沢隆一（東京慈恵会医科大学教授・憲法学）「安倍9条改憲のねらいと危険性——自民党憲法改正推進本部「論点整理」から読み解く——」憲法運動2018年2月号である。

②「論点整理」の内容を、i 自民党内の憲法論議、ii 優先的検討項目、iii 自衛隊、iv 緊急事態、の順序で摘記する。

#### i 自民党内の憲法論議

自由民主党は、結党以来、現行憲法の自主的改正を目指し、①「憲法改正大綱草案」（昭和47年）、②「日本国憲法総括中間報告」（昭和57年）、近年では、③「新憲法草案」（平成17年）、④「日本国憲法改正草案」（平成24年）などの試案を世に問うてきた。これらは、党内の議論を集約したものである（丸数字は小沢氏が付記）。

#### ii 優先的検討項目

わが国を取り巻く安全保障環境の緊迫化、阪神淡路大震災や東日本大震災などで経験した緊急事態への対応、過疎と過密による人口偏在がもたらす選挙制度の変容、家庭の経済上のいかに関わらずより高い教育を受けることのできる環境の整備の必要性

など、わが国が直面する国内外の情勢等に鑑み、まさに今、国民に問うにふさわしいと判断されたテーマとして、

①安全保障にかかわる「自衛隊」

②統治機構の在り方に関する「緊急事態」

③一票の格差と地域の民意反映が問われる「合区解消・地方公共団体」

④国家百年の計たる「教育充実」

の4項目である。

#### iii 自衛隊

自衛隊がわが国の独立、国の平和と安全、国民の生命と財産を守る上で必要不可欠な存在であるとの見解に異論はなかった。

その上で、改正の方向性として以下の2通りが述べられた。

①「9条1項・2項を維持した上で、自衛隊を憲法に明記するにとどめるべき」との意見

②「9条2項を削除し、自衛隊の目的・性格をより明確化する改正を行うべき」との意見

③なお、①および②に共通する問題意識として、「シベリアンコントロール（文民統制）」も憲法に明記すべきとの意見が述べられた。（註）

（小田中註）9条1項とは、戦争放棄、武力による威嚇、武力の行使の永久放棄について

の条項。9条2項とは、戦力保持、交戦権の否認についての条項（小田中註）

#### iv 緊急事態

国民の生命と財産を守るため、何らかの緊急事態に関する条項を憲法上設けることについて、以下の2通りが述べられた。

①選挙ができない事態に備え、「国会議員の任期延長や選挙期日の特例等を憲法に規定すべき」との意見

②諸外国の憲法に見られるように、「政府への権限集中や私権制限を含めた緊急事態条項を憲法に規定すべき」との意見

今後、現行憲法および法律でどこまで対応できるかという整理を行った上で、現行憲法体系で対応できない事項について憲法改正の是非を問うといった発想が必要と考えられる。

#### (2) 検討

(A) 前記4項目の中で核心をなす自衛隊に関する項目からみることにする。

①改憲の「方向性」として2つの案が示されている。しかし、2つの案に共通しているのは、自衛隊=武力部隊に憲法的認知を付与し「憲法的存在」とすることである。

②この点では、2つの案の「方向性」に違いはない。ただ、一見、①案は「加憲」の法形式をとり、既に現に存在している自衛隊に「憲法的認知」を与えるにすぎないかのような印象を与える。しかし、これは幻想である。理由は次の通りである。

④現在の自衛隊は、現憲法9条の1・2項の下で、憲法的制約を強く受けている「9条あればこそその存在」(目的、任務、部隊構成、活動)である。

だが、その自衛隊が「憲法上の存在」として認知された場合には、自衛隊の存在が大きく変貌することは必至である。

⑤現9条の下でさえも、自衛隊は、歴代保守党政権下で、武力部隊として育成され強

大化され、日米安保条約下で日米軍事同盟の一員としてアメリカ軍に組み込まれてその「傭兵」と化しているのが現実態である。

しかも、その活動は、「平和維持活動」の名の下に世界各地の紛争に軍事介入し、北朝鮮を敵視し、国内でも国民監視活動・情報収集活動や治安出動(国民弾圧)の展開に及んでいる。

⑥自衛隊にとって(政府にとって)、災害救助活動は活動の副次的分野なのである。

③ところが、安倍首相は2017年5月3日の日本会議系(改憲右翼団体)の集会に寄せたメッセージで次のように語った(前掲小沢)。

『今日、災害救助を含め、命懸けで24時間、365日、領土、領海、領空、日本人の命を守り抜く、その任務を果たしている自衛隊の姿に対して、国民の信頼は9割を超えています。しかし、多くの国民の中には、自衛隊を違憲とする議論が、今なお存在しています。「自衛隊は違憲かもしれないけれど、何かあれば、命を張って守ってくれ」というのは、あまりにも無責任です。私は、少なくとも、私たちの世代のうちに、自衛隊の存在を憲法上にしっかりと位置づけ、「自衛隊は違憲かもしれない」などの議論が生まれる余地をなくすべきである、と考えます』と。

③この安倍メッセージの意図は、自衛隊の存在と活動を美化し、その怖るべき実態を隠蔽し、自衛隊合憲化を実現することである。

このような瞞着的手口を、私たちは見抜かなければならない。

④では、現9条2項を削除して自衛隊の目的・性格を明確化する案はどうか。

2項を削除することは、戦力不保持、交戦権否認という9条の根幹部分=魂というべき部分を否定し、加えて「国防軍」(もどき)

の存在を認めようとするものである（2012年自民党改憲案<2項削除・国防軍保持>と同一のものとなる）。つまり、国防軍という名の軍隊を持つということなのである。

⑤仮に②案でいく場合には、その「武力部隊」の名称、設置目的、任務、部隊編成、指揮系統（とくにシビリアンコントロール<文民統制>）、軍法会議などをどう規定するか、などの問題が生ずる。これらの規定を、9条1項との整合性は勿論のこと、現憲法

のその他の条文（例えば人権保護規定、司法関係規定<特に特別裁判所の否認>）との整合性を保ちつつ、憲法条文として、国民の理解を得ることができるような規定として構成できるだろうか。法理的にも、政治的にも不可能である（改憲論者の本音が①案にあるとしても）。ここに改憲論者のジレンマがあることを見抜かなければならないと私は考える。

## 第2節 自民党改憲案（2018年3月）に反対する2つの声明

(1) ①ここで本稿叙述の時間的順序としては異例となるが、2018年3月25日、自民党の党大会が、同党憲法改正推進本部のまとめた「たたき台素案」に基づき4項目で改憲を進めることを確認したことにつき述べる（法と民主主義2018年4月号）。

この動きに対し、憲法学者134名と「改憲問題対策法律家6団体連絡会」とは、声明を発表した。

この2声明のうち、9条に関する部分を転記して参考以供する。

### ②憲法学者声明

『自衛隊を明記するという9条改正については、2項を残した上で、9条の2として、「必要な自衛の措置」のための「実力組織」として「自衛隊を保持する」という条文を追加するという案が有力視されている。

自衛隊を憲法で承認し、正式に合憲化することは、自衛隊員のためにも良いことだと考える人もいるかもしれないが、それは全く反対である。というのは、すでに、2014年7月1日の閣議決定によって、憲法解釈が一方的に変更され、この閣議決定にしたがって、2015年9月19日に安保法制が制定されているからである。自衛隊の憲法での承認は、

安保法制によって集団的自衛権の行使が認められた自衛隊の承認を意味することに注意しなければならない。

集団的自衛権は、アメリカのベトナム戦争や旧ソ連のアフガニスタン侵攻など、強国による無用な軍事介入に利用されてきた。安保法制は、自衛隊がそのような軍事活動に参加することを意図するものである。戦力の保持を否定する現行9条の下では、安保法制が合憲と認められる余地はない。ところが、自衛隊を憲法に明記することになれば、安保法制を違憲とはいいづらくなる。つまり、憲法への自衛隊の追加は、安保法制の合憲化が真の目的なのである。自民党の9条改正の提案が実現すれば、自衛隊員は、危険な集団的自衛の仕事に正式にさせられることになるだろう。

ところで、今回、自民党の憲法改正推進本部は、従来の政府解釈で採用されていた「必要最小限度の実力」ではなく、「必要な自衛の措置」を認める案をたたき台として打ち出していくようである。「必要最小限度」という文言がなくなることで自衛隊の活動に歯止めがかからなくなり、「必要な自衛の措置」には集団的自衛権の行使が当然に含まれることになる。し

たがって、この条文は、戦力の不保持、交戦権の禁止を定めた9条2項と正面から衝突する。戦力をもたないと宣言しながら、自衛のためには集団的自衛権行使を含む「実力」を行使できるというのである。この改憲によって、憲法9条2項は、全く意味をなさなくなるだろう。

他にも、自衛隊法7条では、憲法72条や内閣法5条の規定を受けて、「内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する」としているが、今回の自民党の提案では「内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督官とする」としているため、行政権の主体が内閣であるという日本国憲法の構造と矛盾するおそれがある。この点で、自民党の9条改正の提案は、内閣総理大臣の下に、立法、行政、司法から独立した「防衛」という新たな国家作用を創設することになるのではないかという深刻な問題を内に含んでいるのである。』

### ③法律家6団体声明

『自民党の「憲法に自衛隊を明記する」改憲案は、この間、①9条1項と2項を維持し、「自衛隊」を明記、②9条1項と2項を維持し「自衛権」を明記、③2項を削除し「通常の軍隊」を保持、の3案が検討されてきた。3月22日の同党憲法改正推進本部の全体会合では、具体的な条文案は①の方向で党大会後にとりまとめる方針となり、その作成は本部長に一任さ

## 第IV章 原発問題と核禁条約（ICANの受賞）

### 第1節 原発問題

(1) ①2017年12月3日、福井県おおい町で「大飯原発うごかすな！現地全国集会」が開かれ、全国から約500人が参加した。

「再稼働の策動を糾弾し、原発全廃を求める」との決議を採択した。

れた。

しかし、これらは、いずれも現行の9条2項を死文化させ、1項を変質させるものである。②がいう「自衛権」には集団的自衛権が当然に含まれるものとなる。③の「2項削除、軍隊保持」は現行9条を明示的に否定するものである。①の場合でも、「我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な（自衛の）措置をとる」と憲法に明記される自衛隊は、今でも違憲性が疑われている安保安法制による活動が合憲化されるばかりか、それを超える海外での武力行使さえも可能となる。こうして、9条2項は維持されても、「後法は前法に優る（を破る）」との法の一般原則に従って、9条の2により実質的に死文化する。

いずれの案を採用しても、安倍首相が言うような「自衛隊の任務・権限は変わらない」、「自衛隊違憲論争がなくなる」などということはありません、むしろ現行9条の下では政府自体も否定している「集団的自衛権の全面的行使」や「海外での武力行使」が可能となる。自民党の9条改憲案は、現行憲法とその下で制定された安保安法制ではできないことを可能にするためのものにほかならず、このことを決してあいまいにしてはならない。

(2) 2声明で記され批判されている自民党改憲の動きについては、後続本稿でとりあげることにする。

②再稼働については、西川知事が同意を表明している。

集会では主催者（福井県民会議）から“民意を無視したら大変なことになることを原発推進勢力に思い知らせ、勝利の

日まで頑張ろう”との呼びかけがなされた（12月4日赤旗）。

(2) ①2017年12月13日、広島高裁は、広島市と松山市の住民申し立てを却下した広島地裁決定（同年3月30日）を取り消し、四国電力伊方原発3号機（愛媛県伊方市）の運転差し止めを命ずる仮処分決定を下した（12月14日朝日新聞、赤旗、河北新報）。

②伊方原発3号機は、原子力規制委員会（政府機関）が適合（合格）を与え2016年8月12日に再稼働させた。これに対し、広島市と松山市の住民が運転差し止めの仮処分を求めたが、2017年3月30日広島地裁はこの申し立てを却下した。この決定を覆したのが上述の広島高裁決定である。

高裁レベルで運転差し止めを認めたのは、今回の広島高裁の決定が初めてである。

③同決定の決定要旨は次の通りである。（河北新報2017年12月14日による）。

#### 【主文】

2018年9月30日まで伊方原発3号機を運転してはならない。

#### 【司法審査の在り方】

仮処分を申し立てた住民らは、伊方原発から約100キロの広島市、約60キロの松山市に住むなど、放射性物質が放出されるような事故が起きた際、重大な被害を受ける地域に住む者と言える。そのため、被害を受ける具体的危険がないことは、四国電力が立証する必要がある。新規制基準に不合理な点がなく、伊方原発が基準に適合するとして原子力規制委員会の判断に不合理な点がないことで立証できる。

#### 【火山による危険性以外の争点】

基準地振動策定や過酷事故対策、テロ対策の合理性など、火山の影響による危険性以外の争点について新規制基準は合理的で、伊方原発が基準に適合するとして規制委の判断も合理的と認められる。

#### 【火山の影響による危険性】

原発の立地評価について、規制委が策定した「火山影響評価ガイド」は、①原発から半径160キロ圏内の活動可能性のある火山が、原発の運転期間中に活動する可能性が十分小さいかどうかを判断②十分小さいと判断できない場合、運用期間中に起きる噴火規模を推定③推定できない場合、過去最大の噴火規模を想定し、火砕流が原発に到達する可能性が十分小さいかどうかを評価④十分小さいと評価できない場合、原発の立地は不適となり当該敷地に立地することは認められない——と定める。

伊方原発から約130キロ離れ、活動可能性のある火山である熊本県・阿蘇カルデラは、現在の火山学の知見では、伊方原発の運用期間中に活動可能性が十分に小さいと判断できず、噴火規模を推定することもできない。約9万年前に発生した過去最大の噴火規模を想定すると、四国電が行った伊方原発周辺の地質調査や火砕流シミュレーションでは、火砕流が伊方原発の敷地に到達した可能性が十分小さいと評価できない。立地は不適で、敷地内に原発を立地することは認められない。

広島地裁決定は、破局的噴火については、原発の運用期間中に発生する可能性が相応の根拠をもって示されない限り、原発の安全性確保の上で、自然災害として想定しなくても、安全性に欠けないと判示した。

確かに現在の火山学の知見では、破局的噴火の発生頻度は国内で1万年に1回程度とされ、仮に阿蘇で起きた場合、周辺10

0キロ程度が火砕流で壊滅状態になり、国土の大半が10センチ以上の火山灰で覆われるなどと予測されているが、そのような災害を想定した法規制はない。発生頻度が著しく小さく、破局的被害をもたらす噴火で生じるリスクは無視できるものとして容認するのが日本の社会通念とも考えられる。しかし、高裁の考える社会通念に関する評価と、火山ガイドの立地評価の方法・考え方の1部に開きがあることを理由に、地裁決定のように、火山ガイドが考慮すべきだと定めた自然災害について、限定解釈をして判断基準の枠組みを変更することは原子炉等規制法と新規制基準の趣旨に反し、許されない。

火山ガイドが立地評価の次に評価すべきだと定め、火山が原発の運用期間中に影響を及ぼす可能性の評価「影響評価」についても、四国電力による阿蘇カルデラの噴火による降下火砕物の想定は過少で、これを前提として算定された大気中濃度の想定も過少だと認められる。

#### 【結論】

火山の影響による危険性について伊方原発が新規制基準に適合するとした規制委の判断は不合理で、申立人らの生命、身体に具体的危険があることが事実上推定されるから、申し立ては立証されたといえる。

伊方原発は現在稼働中であるから、差し止めの必要性も認められる。

本件は仮処分であり、現在係争中の本訴訟で広島地裁が異なる判断をする可能性を考慮し、運転停止期間は18年9月30日までとする。

③以上の同決定の「骨子」は、次の通りである（前掲赤旗のまとめによる）。

#### 【決定骨子】

イ 四国電力は2018年9月30日まで、伊方原発3号機を運転してはならない。

ロ 火山の影響による危険性を除けば、原発の新規制基準は合理的。

ハ 四国電力の調査では、約9万年前の阿蘇の噴火で火砕流が到達した可能性が十分小さいと評価できず、立地は認められない。

ニ 火山の影響による危険性について、伊方原発が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断は不合理で、生命身体に対する具体的危険の存在が推定される。

④つまり、同決定は結論として、火山の影響による危険性について伊方原発が新規制基準に適合するとした規制委の判断は不合理で、申立人の生命・身体に具体的な危険があることが事実上推定されるから、申し立ては立証されたといえる。また、伊方原発は稼働中であるから差し止めの必要性は認められる、とした。

（3）本決定に対する関係者のコメントは、次の通りである。

①12月13日、伊方原発を止める会共同代表須藤さんは、“広島高裁が運転停止を決めてくれたことを評価しています。原発を中心とする巨大勢力を攻めあぐねているときに、一つの橋頭堡を築くことができた”と（12月14日赤旗）。

②同日、住民弁護団は声明を発表した（前掲赤旗）。その大要は、次の通り。

声明は、「被爆地ヒロシマの裁判所で、これ以上放射線によって苦しむ人々を増やさない決定が出された」と評価。しかし、差し止め期限を2018年9月30日と区切っているのは「不合理」と批判し、期限が迫った段階で差し止め仮処分の申請をする予定だとしている。また、差し止めの理

由となっている火山の問題点は、全国の原発でも同様に当てはまると指摘し、他の原発でも追及していく決意を表明している。

③12月13日、原田四国電力常務は、記者会見で話した（12月14日河北新報）。

“正直驚いた。今でも信じられない。原発は必要と考えており、安全性は必ずや理解していただけたと思う。2号機（なお、1号機は廃炉が決定。2号機は東日本大震災後に停止し、2017年度中に再稼働か廃炉かが判断される予定）について、今回の決定が大きな影響を与えることはない”と述べた。

④更田原子力規制委員会委員長の、開き直った感のあるコメント（記者会見）は、次の通り（河北新報12月14日）。

「私たちは規制の役割を果たすだけだ。司法判断についてコメントしない」。「規制委の基準は不変ではなく、最新の知見を取り入れ、今後も改善していく」。「われわれがどんな判断をしても批判は出る。重要なのは科学的に判断することだ」、と。

（4）ここで、本決定についての関連論文・甫守弁護士（弁護団）「伊方原発3号機運転差し止め——高裁で初の判断」（世界2018年2月号）の概要をまとめた上で、これを参考として本決定の意義につき考えてみたい。

#### ①甫守論文の概要

②広島高裁が運転差し止めを命じた理由は、伊方原発に火山のリスクがないということについて事業者側（四国電力）が疎明（＝証明）できていない、ということである。

③福島第一原発事故後、地震・津波と並んで火山による事故のリスクを政府の事故調査報告書で指摘された原子力規制委・規

制庁は、「火山ガイド」（規制委内部規則）を策定し本格的規制に着手した。

◎策定過程で規制庁は、日本では約1万年に1回の頻度で巨大噴火＝破局的噴火が起きていることを知った。その火砕流が到達する範囲に原発があると原発は根こそぎ破壊されるが、すでに原発は立地してしまっている

できるだけ規制したくない規制庁は、火山ガイドを策定した。

「仮に過去の破局的噴火の影響範囲内の原発でも、その運転期間中に破局的噴火が起きる可能性が十分小さいということを事業者が示せば、あとはモニタリングによって破局的噴火の前兆を察知してから原子炉を停止し、火砕流の影響範囲外に核燃料を搬出する方針を定めればよい」という火山ガイドである。

④だが破局的噴火の可能性の大小を評価するための科学的手法は存在しない。また原子炉を止めてから核燃料の搬出の完了までに少なくとも5年はかかるが、5年前に噴火の前兆を判断することは不可能だ。こういった点に多くの専門家からの批判が出た。

◎伊方原発の再稼働の是非についての福岡高裁宮崎支部2016年4月6日決定は、火山ガイドは不合理であるとした。そうだとすれば、許可は違法であり再稼働は認められない、“判断するのが筋であろうが、同支部は“立地不適としなくとも法令の趣旨に反しない”と判断した。破局的噴火は日本全体でも約1万年に1回程度しか発生していないことや、破局的噴火自体の被害が原発について想定される原子力災害をはるかに上廻ることを理由に、破局的噴火のリスクは社会的通念上無視し得るものであり、運用期間中における破局的噴火の可能性が相応の根拠をもって示されない限

り、立地不適としなくとも法令の趣旨に反しない、とした。

④これは奇妙な論理である。運用期間中における破局的噴火の可能性を相応の根拠をもって示すことは事実上不可能である。福岡高裁宮崎支部は、火山ガイドが破局的噴火の可能性は十分小さいことを事業者側が示す必要があると規定しているにも拘わらず、不要とするに等しい判断をしたのである。行政の瑕疵を司法が法解釈を曲げて取り繕う姿と奇妙な論理とを、伊方原発の火山リスクについて審理した広島地裁と松山地裁は基本的に踏襲した。“火山ガイドは不合理だが、破局的噴火のリスクは無視できる”という不思議な裁判の流れが出来つつあった。

⑤このような裁判の流れの是正を図ったのが今回の広島高裁決定と位置付けられる。

広島高裁は、火山ガイドに従って伊方原発の火山リスクを評価する方式をとっている。

では、火山ガイドはどう規定しているか。「検討対象火山の調査結果から噴火規模を推定する」とし、この推定ができない場合は、当該火山の過去最大の噴火規模を設定することを規定している。

伊方原発が特に問題となるのは、約9万年前の阿蘇4噴火をした阿蘇カルデラである。火山ガイドからすれば、噴火規模の設定は阿蘇4になる。広島高裁は、火山専門家の見解を引用し、過去最高最大噴火規模である阿蘇4を想定する、とした。

⑥四国電力は、阿蘇4の火砕堆積物が伊方周辺で見つかっていないから阿蘇4の火砕流は伊方に到達しないと主張する。これに対し広島高裁は、本件敷地に火砕流が到達していないと判断することはできないと判示した。その理由として挙げたのは、i

火砕流の到達範囲の確定にはその性質上困難を伴うこと、ii阿蘇4噴火から9万年経過していることなどである。

⑦また広島高裁は、四国電力がVEI5の噴火規模を設定していることについて、現在の火山学の知見を前提とするとVEI6の可能性も十分小さいと評価することはできないとし、四国電力の想定（火山灰の厚さと大気中の濃度）も過小であると認定した。

⑧火山ガイドには、噴火規模やその影響範囲が予測できないときには過去最大を想定することが規定されている。その設定を切り詰める場合に、その根拠を示すことを事業者に対して厳格に要求するならば、火山ガイド自体を否定しなくても、火山の科学技術の限界を踏まえた立地評価は可能である（小田中註——甫守氏の見解）。

広島高裁はこの点を冷静に見抜き従来の原子力規制の欺瞞を暴いたもの、と評価できよう。

⑨広島高裁は、福岡高裁高崎支部のように、火山ガイドにおける立地評価が破局的噴火を含めていると解することに「少なからぬ疑問がないではない」（小田中註＝疑問があるとの趣旨である）としている。

一方で広島高裁は、原子力規制委が社会に於いてどの程度の原発事故のリスクを容認するかの評価についても裁量を有するとの見解を公表していることを踏まえ、裁判所の考える社会通念と、火山ガイドの立地評価の方法・考え方の一部との間に乖離がある場合に裁判所が火山ガイドに判断基準の枠組みを変更することは、法令の趣旨に反し許されないとしている。

⑩この点、規制委がいかに不合理な審査をしても、独自の解釈によって後見的に破局的噴火のリスクは社会通念上許容できる

という判断をしていた従来の裁判例を正した点は一応評価できる。

⑩だが、ではなぜ広島高裁は、伊方原発を立地不適ではないとした点については、規制委員会の評価よりも自らの評価を優先させたのか、という疑問は残る。また、行政裁量を根拠として裁判所と規制委員会とで評価に乖離が認められる場合に規制委員会が優先するという枠組みは、原発裁判自体の意義を大きく減退させることにもなりかねない。

⑪広島高裁が差止決定に期限を付す必要性も認め難い。

⑫終わりに

広島高裁決定が示した原発差止めという結論には、各地で原発裁判を闘っている市民はおおいに勇気づけられたであろう。だが、その内容は全体的に形式論理に終始しており、社会が許容できる原発事故のリスクについて踏み込んだ判断をしようという気概が感じられない。福井地裁、大津地裁に続く広島高裁という原発差止めの流れを見ても、その判断内容は大幅に縮小してしまった。

広島高裁決定は、個別には気概のある裁判官もいる一方で、裁判所全体としては、規制機関に盲従しあの悲惨な事故を発生させた記憶が消えかかり、再死の危機に瀕していることを示唆している。(続く)